

「藤井対武田事件——大正四年連合部判決直後に

おける『婚約』保護の一事例——」に関する若干の補遺

佐藤良雄

一 解 題

(一) この事件について、私はすでに二回文章を公にしている。第一回目は、昭和三八年に「社会科学研究所紀要」(東京大学社会科学研究所紀要)第一四卷五号に掲載した資料紹介「藤井対武田事件——大正四年連合部判決直後における『婚約』保護の一事例——」(後に拙著「婚姻予約の研究」、千倉書房に収録)であり、ここでは、この事件の訴訟の経過を主要な未発表判決原文と共に紹介し、若干の問題点を指摘した。

第二回目は、近時昭和四七年に、本誌三九号に掲載した「婚姻予約(内縁)判例小史・序説」であり、ここでは、本事件の中心をなす大正五年六月二三日大審院判決が、現在われわれの知りうる最初の「婚約」保護の先例

藤井対武田事件

藤井対武田事件

であることを認知すること、同時にまた、本大正五年六月二三日大審院判決が、大正四年連合部判決の傍論として宣明した婚姻予約有効の法理を、最初に、具体的に、適用して原告を救済した大審院判決であることを認知すべきことを提言し、さらに、前記第一回目の紹介で紙幅の関係から掲載を割愛した未発表判決のうち、大正二年一月二一日・東京地方裁判所第三民事部判決・明治四五年(ワ)九六〇号(東地Ⅱ)の全文を紹介した。

ところで右「婚姻予約(内縁)判例小史・序説」にも記しておいたように、本訴訟事件の未発表判決のうち、さらになお二件が、未だに紹介の機会を得ないできた。すなわち、上告審における欠席判決たる大正五年一月二〇日大審院欠席判決・大正三年(ワ)七二二号(大審院Ⅰ)と、再上告審判決たる大正六年一月二九日大審院第二民事部判決・大正三年(ワ)一〇四二号(大審院Ⅲ)がそれである。本資料紹介は、主として、右の二つの未発表大審院判決を掲載して、永らく延引してきた本「藤井対武田事件」の未発表判決のトータルな紹介を完了させることを目的とするものである。

なお、既に繰返し述べてきたように、本訴訟事件の第一審判決の一つ(東地Ⅰ)の「理由」書きは、法律新聞八四一号(大正二年一月二〇日)一三頁に掲載されており、また控訴審判決たる大正三年七月二五日・東京控訴院第二民事部判決・大正二年(ワ)一三四号(東控Ⅰ)は、法律新聞九六五号(大正三年九月二五日)二七頁に全文掲載されている。したがって、これらについては、法律新聞を参照していただきたい。

さらに、前二稿でも述べたように、本事件ないし判決の存在は、法律新聞の関連記事を手懸りとして推知され、最高裁、東京高裁・東京地裁等の保存する判決原本を検索することによって全貌ないし判決全文を知ることができたのであるが、そのさい手懸りとなった法律新聞の記事は、三篇ある。各々、法律新聞八四五号(大正二

年二月二八日)一九頁、九六六号(大正三年九月三〇日)二二頁、九八三号(大正三年二月二〇日)一五頁に記載されている。なおこのほかに、法律新聞八四一号所載の本事件の第一審判決の一つ(東地I)たる大正二年一月二一日・東京地方裁判所第三民事部判決・明治四五年(九六〇号)の「理由」書きには、本件を紹介する前書きの記事があるので、本事件については、これらの記事をも参照していただきたい。

結局、本稿を含めて、三篇の拙稿によって、「藤井対武田事件」に関する判決文は、可能な限り(すなわち、再上告審たる大審院の後に、原告X男によって提起された訴訟費用確定の訴に関する大正六年三月三〇日・東京地方裁判所第三民事部決定・大正六年(一七一)号(東地III)は、事件簿によって、その存在を知りうるのみで、決定原本を参照できなかった)、内容は不明である)参照しうることになる。

(二) 思えば、昭和三四年当時(都立大法経学部法学科四年在学中)、大正四年一月二六日大審院民事連合部判決(いわゆる「婚姻予約有効判決」)を、唄孝一教授の家族法ゼミナールで、下谷麗子さんと報告することとなり、国会図書館で法律新聞を、共にひもとくうちに、この事件に触れる記事(同新聞八四五号、九六六号、九八三号、なおそのほか八四一号の東地I「理由」書きの前書き)や、下級審判決(同新聞八四一号の東地I「理由」書き、九六五号の東地I)を見出して、右連合部判決と同時に、大正三年二月当時、もう一件の婚姻予約不履行に因る損害賠償請求事件が繫属していたことを知り、メモを採ってから、すでに一四年が経過した。当時は、私よりも、むしろ下谷さんのほうがこの事件に熱心であり、ノートの切れ端に右法律新聞の号数と内容を書きとめておいて下さった。このいわゆる「下谷メモ」が、この事件を、私があとから発掘するにさいして、どんなに役立つことであらうか。いま、ようやく一四年目に、この不十分でしかもつたない資料紹介を完結するにあたって、あらためて

藤井対武田事件

下谷さんに、深い敬意と感謝を捧げたい。

ところで、実さいに、この「藤井対武田事件」の未発表大審院判決とその下級審判決、及び当事者（原告藤井宇平、被告武田まつ）に関し調査をしたのは、私が東大社研の助手となつてからである。この段階では、唄孝一教授の御激励と石川稔助教授（当時都立大学学生、現在成蹊大学）の御協力を忘れることができない。

調査の結果、私が興味を惹かれた点はいくつかあるが、以下、順不同に思いつくままを挙げて行こう。

第一は、この事件の当事者の男女関係の性質である。すなわち、この事件の当事者の男女関係は、結納や婚礼の日取の決定はあったが婚姻の儀式がおこなわれていないうちに、女が違約したというものであって、また、情交関係や同棲も、少なくとも主張ないし認定されていないところから、いわゆる「婚約」ないし「純粹婚約」にあたると思われた。しかも、本件の大判大正五年六月二三日は、原告男の損害賠償請求を斥けた原控訴審判決を、請求は正当であるとして、破棄差戻している（差戻後の控訴審で請求認容）ところから、従来の常識（大審院が「婚約」を保護したのは、大判昭和六年二月二〇日・新聞三二四〇号であるとしてきた）に反し、すでに本大判大正五年六月二三日によって「婚約」が法的保護をうけていたということになる。

第二は、本件大判大正五年六月二三日の位置づけの問題である。本大判が、原告男の請求を正当であるとして、原控訴審判決を破棄差戻すにさいして、直前の大正四年連合部判決（婚姻予約有効判決）を引用しており、しかも右大正四年連合部判決が、原告女の不法行為に因る賠償請求を、婚姻予約の違約を原因とすべきであるとの理由で棄却し、法的救済を拒んでいるので、これもまた従来の通念（連合部判決の婚姻予約有効の法理によって原告側が法的救済をうけた最初の事例は、大判大正八年三月二日・民録二五輯四九二頁であると考えられてきた）に反し、本

大判大正五年六月二三日こそが、現在われわれの知りうる限り（というのは、その間にもまだどのような未発表判決が伏在するかは未調査なので）、連合部判決の婚姻予約有効の法理を、最初に、具体的に、適用して原告を救済した大審院判決であると思われるのである。

(三) 本件大判大正五年六月二三日に関し、特に注意すべきは、右の二点であるが、さらに二、三の問題点をあげておこう。

すなわち、第三に、本「藤井対武田事件」と、大正四年連合部判決の相互関係である。連合部判決が「藤井対武田事件」に機能したことは、すでに述べた。それでは、大審院繫属の同時性という事情から、逆に「藤井対武田事件」が連合部判決における婚姻予約有効の法理の形成に寄与あるいは貢献したという想像ないし仮説は、少し行き過ぎであろうか。藤井宇平は、自ら一個の法律家（帝大政治学科卒、当初は弁理士、のちに弁護士）であり、しかも、婚姻問題に造詣が深く、ウエステルマルク「婚姻進化論」なる訳書があり、自らも、雑誌「太陽」（二巻二二号・二三号）に「婚姻論」なる、男女交際の自由を説いた論文を発表している（ほかにも数冊の著書がある）。右の「婚姻論」では、とくに婚姻予約には言及していないが、藤井は、ただ本件原告としての利害のみからではなく、本来の考え方としても婚姻予約有効論者であり、その理論的立場の貫徹のために、たまたま自身に生じた事件を大審院まで追求したのではないか（これも仮説の域を出ないが）と見られる節がなくもない。法律新聞（八四五号）は、藤井が熱心な婚姻予約有効論者で、第一審で「大審院判決の批評」（その内容の一部は右新聞記事に掲出されているが、主として、婚姻の予約を無効とした大判明治三五年三月八日を、ドイツ民法をひきながら攻撃したもののようである）なる書面を提出し（新聞九八三号によれば、「弁駁書」を提出したとある）たと報じ、且つ同新聞九八三号は、

藤井対武田事件

藤井が、控訴審でも、「原判決と共に婚約に関する大審院の判例を駁す」という数十枚にわたる準備書面を提出したと報じている。大正三年二月一日附法律新聞九八二号は、のちに大正四年連合部判決となる事件が、二月八日、大審院民事部において、第一、第二民事両部の連合審判に付された旨を報じており、さらに同年二月二〇日附法律新聞九八三号は、本「藤井対武田事件」も目下大審院に繫属中である旨を報じている。前者の上告は大正二年であり、後者の上告は大正三年であるが、右法律新聞記事によると、大正三年二月当時、両事件とも大審院に繫属していたとみてよいであろう。そして、翌大正四年一月二六日、あの画期的な「婚姻予約有効判決」が下されるについて、その過程で、あるいは、この藤井の努力と執念が、かなり与っているのではないかと想像されるのである。

しかし藤井は、すでに昭和十一年五月一七日に死亡（さきの社会科学研究所における紹介では、故人あるいは遺族に対する配慮から伏せておいたが、藤井宇平の戸籍謄本には、「昭和拾壹年五月拾七日午前拾壹時東京市豊島区巢鴨五丁目千拾五番地巢鴨脳病院ニ於テ死亡」と記されている。すでに歴史上の人となったことでもあり、いまはここで、その記載を明示することも許されるかと思う）しており、被告武田も昭和三十六年二月一九日に死亡して、私が調査した昭和三十七年には、少なくとも当事者にインタビュすることはできなかったのである。遺族との連絡も試みたが、詳細は明らかでなく（もつとも、かえりみれば、遺族ないし親族へのインタビュは、いま一層の努力と粘りを欠いていたと反省している）、結局、藤井の自らの事件における婚姻予約有効の主張の努力と連合部判決における婚姻予約有効の法理の形成との関連は、浮び上ることなく、他に有効な調査方法も思いつかないまま、右の仮説は立証されずに終った。しかし、右のような事情にかんがみて、この仮説は、いまだに私の胸中にわだかまっているのである。

第四に、この事件は、差戻後の控訴審で終結したのではなく、さらにその後も藤井は、すでに右差戻後の控訴審で、婚姻予約不履行による損害賠償請求についても書状返還請求についても、全面的に勝訴したにもかかわらず、訴訟法上の問題をとらえて再上告をおこない、これに敗訴（大審院Ⅲ―本稿紹介）したあと、さらに、訴訟費用確定の訴（東地Ⅲ）まで提起していることに注意を要しよう（事件簿は確認したが、決定原本は閲覧できなかったので内容不明）。判例研究の域を超えて評すれば、ここに藤井の性格のあらわれがみえるようにも思われ、さらに言えば（こう云うと前記仮説とは矛盾することになるが）、藤井宇平の、武田まつに対する、裁判（勝訴）によってもいやされない憎悪の念の深さ（それは愛情の深さをも意味するのかも知れないが）をみる思いがするのである。

（四）くわしくは、後日別稿で検討するが、最後に若干の理論的な問題に触れておきたい。その一つは、判例ないし判決研究の対象の範囲に関する問題である。下級審判決が研究の固有の（というのには、上告審判決を研究するさいにその下級審判決が、参考資料として研究対象となることもあり、この場合と、下級審判決が独立に研究対象となる場合を区別する必要があるからである。なお、上告審判決の下級審判決も、右の如き参考資料としての研究的価値のほかに独立ないし固有の研究対象たる価値を有し、あるいは下級審なりの一定の先例的価値ないし機能を有する筈であるが、この可能性は、従来必ずしも充分生かされていまいらみがある）対象となるかは、それとして一つの問題点であるが、ここでは、大審院・最高裁の上告審判決の場合についてまず考えておこう。上告審判決（最終審裁判所判決）を研究する場合に、どれだけの範囲のものを含ませるかについて、三つの立場があることを、かつて私達は指摘したことがある（都大法学一巻一号一四五頁以下）。すなわち、有権的に蒐集発表されているもの（具体的には、民録・民集記載のもの）だけを研究対象とするAの立場、私撰のものも研究の対象とするBの立場、発表されないものもすべて

対象とするCの立場である。これについて、柚木教授はAの立場を強く主張されたが、私達は、その積極的理論づけを納得できず、「Cをとるほうが徹底するのであるが、その力と時間の不足のままにBにしたがっているというのが偽らない現状である」と述べた(前掲一五一頁)。事実、私達の婚姻予約判例の研究は主としてBの立場からおこなわれてきたが、必ずしも、これに止まってきたわけではない。可能なかぎり、Bの立場からCの立場へ接近することも試みられてきた。そこで、Cの立場についても、さらにいくつかの立場を区別する必要がある。

C₁の立場。上告審判決の一部が(法学、評論などで)公表されているものにつき、全文を探索して研究対象とする場合(たとえば、都大法学二巻二号一〇四頁以下の、大判昭和四年一月二五日〔評論に一部公表されていたが、全文探索し研究した〕のほか、同誌三巻一、二合併号三三〇頁以下の大判昭和十三年三月二二日〔法学にわずか九四字のみ公表されていたものにつき、全文探索研究〕、五巻二号の大判昭和七年八月二五日〔評論、法学に一部既発表の全文〕など)。

C₂の立場。既に公表された上告審判決につき、未公表の再上告審判決文を探索し研究対象とする立場(都大法学七巻一号の大判昭和一〇年四月八日。同誌八巻二号の大判昭和七年一〇月六日いわゆる阪神電鉄事件は、再上告審が一部既発表であったもので、C₁とC₂が結合した場合。同誌一一巻一号の大判昭和十五年三月一五日)。

C₃の立場。判決文は全く公表されていないが、その存在を示す手がある場合に、これを探索し研究対象とする場合(本「藤井対武田事件」の大判大正五年六月二三日がまさにその場合に当たる。しかもこの場合は、再上告審も探索されているという意味で、C₂とC₃が結合した場合とも云える)。

C₄の立場。全く手がかりもない上告審判決を、最高裁判決原本を直接逐一検索することによって探索し、研究対象とする場合(これまで、私達はこの立場から研究を進めたことはなかったが、近時、この作業に着手して、これまで婚

姻子約ないし内縁関係判決が存在しないと思われていた大判明治三五年三月八日から明治四四年の一月二六日ほか二件までの間にも内縁関係判決がいくつか完全未公表のまま存在していたことが明らかになった。その後の年代についても調査中。いずれ、関助教授と共に詳細を発表の予定である。

以上のうち、C₄の立場がもっとも徹底したものであることは言うまでもないであろう。

ところで、その二として、Cの立場に属する判決が、探索・公表されたときに、いかなる先例的価値ないし機能を有するかが、次の問題である。とりわけ、C₃やC₄の立場から公表された判決について検討を要する。この問題は、当面は、本件大判大正五年六年二三日の先例としての価値ないし機能如何という難問につながる。これについてはいずれ別途考究したいが、さしあたりの私見としては、C₃にせよC₄にせよ、それが、有権的にせよ、私撰（研究者による公表も含む）にせよ、公表されたときには、その時期が判決以来いかにほどへだたていようと、先例としての価値を有し、且つ先例として機能する可能性を取得すると考えている。

さらにその三は、ある上告審ないし下級審判決について研究する場合の深度の問題である。未公表下級審判決あるいは関連（差戻後の控訴審、再上告審、別訴などの）判決の探求、訴訟記録の調査、当事者や関係者（親族・弁護士など）へのインタビュー、慣行調査などがその主たる方法であろう。私達の従来の仕事のうちで、もっとも徹底したもの、大正四年連合部判決の研究であろうが、その場合でも訴訟記録の検討（すでに廃棄済）を欠いていた。その他の判決研究は、いずれも一層不徹底である。本「藤井対武田事件」の場合も、不徹底のそしりをまぬがれない。

ところで、かように個別判決を種々の資料を検討して研究する場合、その究極の目的は何か、がさらに一つの問

題であろう。いずれ別稿で検討したいが、一つだけここで註記しておきたいことがある。私達が連合部判決について右のような資料を分析検討したのは一般にやや誤解されているように、いわゆるなまの事実（実在事実）そのものを知るためではなかった。正確に言えば、私達が知りたかったのは、判決にさいして大審院判事が、その法的判断の対象として頭の中に画いた事実（表象事実）であった。表現事実も、自然的・客観的事実も、結局、表象事実を知るための手がかりにすぎなかった。そして、さらに究極的には、この表象事実と判決の結論の対応関係（眞の判決理由ないし、具体的裁判規範、先例価値的裁判規範）を明らかにすることを目的としたのであった。

ともあれ、以上三つの問題点は、今後われわれが（思弁的、演繹的、先験的ではなく）具体的な判決の研究を通じて（実証的、帰納的、経験的に）検討すべきことからである。

二 資 料

(一) 以下、前述の如く、これまで紹介の機会を得なかった本事件の未公表大審院判決（欠席判決たる大審院Ⅰと再上告審たる大審院Ⅲ）の全文を紹介する。

大審院Ⅰについては、社会科学研究・前掲一〇〇頁、大審院Ⅲについても同一〇五頁（各々、拙著前掲一八七頁一九五頁に収録）に概略を述べておいたので、これを参照していただきたい。

なお本事件の審級別判決一覧表は、さきの社会科学研究（一四巻五号）とこれをのちに収録した拙著「婚姻予約の研究」（千倉書房）及び本誌第三十九号の拙稿「婚姻予約（内縁）判例小史・序説」に各々掲載されているので、重ねて記さない。ただここで、締め括りの意味で、本事件の既発表及び未発表（で私が紹介した）各判決の出典を

(本稿を含めて)記しておくことにしよう。東地Ⅰ(大正二年一月二日・東京地方裁判所第三民事部判決・明治四五年(九六〇号)―「主文」と「事実」は、社会科学研究一四卷五号九六頁以下(拙著「婚姻予約の研究」一八〇頁以下)。「理由」は法律新聞八四一号。東地Ⅱ(大正二年一月二日・東京地方裁判所第三民事部判決・明治四五年(九六〇号)―本誌第三九号一四七頁以下。東控Ⅰ(大正三年七月二五日・東京控訴院第二民事部判決・大正二年(キ)一三四号)―法律新聞九六五号。大審院Ⅰ(大正五年一月二〇日・大審院第二民事部〔欠席〕判決・大正三年(キ)七二二号)―本稿。大審院Ⅱ(大正五年六月三日大審院第一民事部判決・大正五年(キ)三三三号)―社会科学研究、前掲一〇一頁以下(拙著、前掲一八八頁以下)。東控Ⅱ(大正五年一〇月九日東京控訴院第一民事部判決・大正五年(キ)四二二号)―社会科学研究、前掲一〇四頁以下(拙著、前掲一九三頁以下)。大審院Ⅲ(大正六年一月二九日大審院第二民事部判決・大正五年(キ)一〇四二号)―本稿。

(一) 大正五年一月二〇日・大審院第二民事部(欠席)判決・大正三年(キ)七二二号(大審院Ⅰ)

上告人

東京市本郷区森川町一番地特許弁理士

藤井 宇平

被上告人

東京市牛込区新小川町二丁目八番地

武田 まつ

右訴訟代理人弁護士

横山 寛平

藤井対武田事件

藤井对武田事件

右当事者間ノ損害賠償請求事件ニ付東京控訴院カ大正三年八月十三日言渡シタル判決ニ対スル上告事件ニ付上告人ハ大正五年一月十三日午前九時ノ口頭弁論期日ニ出頭セス被告人ハ上告棄却ノ申立ヲ為シ且上告人欠席ノ儘判決アリタキ旨申立タリ

主 文

本件上告ハ之ヲ棄却ス

上告費用ハ上告人ノ負担トス

理 由

上告人ハ合式ノ呼出ヲ受ケナカラ大正五年一月十三日午前九時ノ口頭弁論期日ニ出頭セス仍テ民事訴訟法第四百四十四條ニ依リ同法第二百四十六條及第二百四十七條ヲ準用シ本件上告ヲ棄却スルヲ相当トス仍テ主文ノ如ク判決ス

大審院第二民事部

裁判長判事 馬 場 愿 治

判事 入 江 良 之

判事 鈴 木 英 太 郎

判事 岩 田 一 郎

判事 嘉 山 幹 一

(三) 大正六年一月二九日・大審院第二民事部判決・大正五年(ホ)一〇四三号(大審院Ⅲ)

上告人

東京市本郷区森川町一番地

藤井 宇平

被上告人

東京市牛込区新小川町二丁目八番地

武田 まつ

右当事者間ノ損害賠償請求事件ニ付東京控訴院カ大正五年十月九日言渡シタル判決ニ対シ上告人ヨリ全部破毀ヲ求ムル申立ヲ為シタリ

主 文

本件上告ハ之ヲ棄却ス

理 由

上告論旨ハ原判決ハ認諾判決ニ関スル法則ヲ不当ニ適用シ且ツ訴訟手續ニ背反セリ原判決ノ「事実」中ニハ「被控訴代理人ハ被控訴人カ婚約ヲ履行セサリシコト及ヒ之ニ基ク控訴人主張ノ損害額（等）ヲ認ム」ト記載セラレ又口頭弁調書ニハ「被控訴代理人ハ婚姻予約不履行ニ基ク控訴人ノ主張ハ原因並ニ數額共ニ之ヲ認ム」トアリ是レ本件ノ第一請求タル婚約違反ニ基ク損害賠償請求ニ関スル^(ママ)両書共単ニ「認ム」トアレト此認ムトハ法典ノ語ニテ言ヘハ認諾ノ事ナルヤ明ナリ而シテ此認諾ニ基キテ下シタル原判決モ亦認諾判決ナルヤ明カナリ即チ被控訴人ハ第一回ニシテ且ツ最終ノ弁論ナル大正五年十月二日ノ口頭弁論中裁判所ニ対シテ控訴人ノ請求ヲ認諾スル

藤井対武田事件

旨ノ意思表示ヲ為シテ原院ハ此認諾ニ基キ第一請求ノ全部ニ関シ被控訴人ニ敗訴ノ言渡シヲ為シタル者ナリ
 被控訴人ノ行為ハ控訴人主張ノ事實を自白シタル者ニ非スシテ全ク控訴人ノ請求ヲ認諾シタルモノナリ換言スレ
 ハ裁判上ノ自白ニアラスシテ裁判上ノ認諾ナリ而シテ原院ハ被控訴人ノ此所分行為ニ基キテ被控訴人ニ敗訴ノ言
 渡ヲ為セリ然レトモ控訴人ハ認諾判決ノ申立ヲ為シタルコト無シ申立無キニ認諾判決ヲ下シタル原判決ハ民訴第
 二二九条ノ法則ヲ不当ニ適用シタル者ニシテ明ニ不法ノ裁判ナリ或ハ是レ認諾判決ニ非スト言^(マ)ンカ原判決ニハ被
 控訴人カ控訴人ノ請求即チ其原因及數額ヲ認メタル記事ノ外証拠又ハ裁判所ノ確信ニ基クコトヲ示ササレハ其認
 諾判決タルヤ毫モ疑ヲ容レス若シ前記ノ認諾ニモ拘ラス原判決カ認諾判決ニ非ストセハ原判決ハ認諾ノ外全ク裁
 判ノ理由ヲ欠クヲ以テ是裁判ニ理由ヲ附セサル不法アルモノトシテ之ヲ破毀セサル可ラサルナリ然ラハ原判決ハ
 疑ヒモ無ク認諾判決ノ法則ニ違背シ且ツ認諾判決ニ関スル訴訟手續ニ背反セル者ナリ故ニ原判決及之ニ関スル手
 続ハ破毀セラルヘキモノトス(中略)若シ右ノ理由ニシテ原判決破毀ノ理由トナラサランカ其裁判ハ前判例ト正反
 対ナルヲ以テ連合審判ニヨリテナサルヘキモノト信ス又仮令ヒ原判決カ破毀セラルルトスルモ認諾判決ニ関スル
 判例中明治二十八年及二十九年ノ判例ト明治三十二年ノ判例トニハ著シキ相違点アリ二十八年ノ判例ニハ「請求
 ノ認諾アルモ原告ニ於テ民訴第二二九条ニ從ヒ申立ヲ為ササルトキハ裁判所ハ之ニ基ク判決ヲ為スコトヲ得ス」
 トアレト三十二年ノ判例ニハ「被告ニ於テ原告ノ請求ヲ認諾スルモ其認諾ニ基キ敗訴ノ言渡ヲ求ムル申立無キ以
 上ハ判決ヲ為スノ必要ナシトス」トアリ後者ハ此点ニ関スル最近ノ判例ナレト恐ラクハ誤判ナラン「必要無シ」
 ト言ヘハ強テ之ヲ為スノ必要無シト雖モ亦之ヲ為スコトヲ得ル者ト解セサル可ラス然レトモ認諾判決ノ申立無キ
 以上裁判所ハ認諾ニ基キテ判決ヲ為ス事能ハサルハ前判例ノ明示セル通ナリ然ラハ明治三十二年ノ判例ノ存スル

以上我裁判所構成法ノ連合審判ニ関スル規定及殊ニ婚約ニ関スル新判例ニ於テ明示セラレタル之ニ関スル見解ニ
抛レハ此誤レル判例ヲ破毀スル為メニ本件ハ亦連合審判ニヨリテ裁判セラルヘキ者ト信スト言フニ在リ

然レトモ原判決ノ事實摘示中ニ「被控訴代理人ハ被控訴人カ婚約ヲ履行セサリシコト及ヒ之ニ基ク控訴人主張
ノ損害額言々ヲ認ムルモ」トアリ口頭弁論調書中ニ「被控訴代理人ハ婚姻予約不履行ニ基ク控訴人ノ主張ハ原因
並ニ數額共ニ之ヲ認ム」トアルハ被告上告人ノ訴訟代理人カ上告人ノ主張セル請求ノ原因事實及ヒ損害ノ數額ヲ認
メ之ヲ争ハサリシ趣旨ニシテ上告人ノ請求自体ヲ認諾シタリトセルモノニ非サルコト糸毫ノ疑ヲ容レヌ又當事者
間争ナキ事實ハ証明ヲ要セスシテ之ヲ認定スルコトヲ得ルハ勿論ナリ而シテ原院ハ被告上告人ノ代理人カ被告上告人
ニ於テ上告人トノ婚約ヲ履行セサリシコト及ヒ其不履行ニ因リ上告人ニ二百五十円ノ損害ヲ生シタルコトヲ認メ
タルカ故ニ其事實ヲ認メテ被告上告人ニ上告人主張ノ損害ヲ賠償スヘキ義務アリト判定セシモノニシテ認諾判決ヲ
為シタルニ非サルコト判文上明瞭ナレハ之ヲ認諾判決ナリトシテ非難スル上告人所論ハ洵ニ謂レナキモノニシテ
採ルニ足ラサルコト更ニ多言ヲ要セス

上來説明ノ如ク本上告ハ適法ノ理由ナキニ因リ民事訴訟法第四百三十九條第一項ニ從ヒ主文ノ如ク判決ス

大審院第二民事部

裁判長判事 馬場 愿 治

判事 田上 省 三

判事 磯谷 幸次郎

判事法学博士 松岡 義 正

藤井对武田事件

*

*

本来ならば、右二判決について註釈を要するのであるが、前者（大審院Ⅰ）が欠席判決であり、後者（大審院Ⅱ）が訴訟法上の問題に関する判決なので、本稿では判決文を紹介するにとどめる。

三 あとがき

久しく気にかかっていた「藤井対武田事件」の未公表判決を、ようやく世に出すことができた。今日では、法律新聞が、一般には、必ずしも容易に参照しえなくなっている実情を考慮し、当初は、法律新聞に既に公表されている本事件関係の判決文や、本件探索の手がかりとなった同新聞の記事類（それらの掲載された新聞号数は前述した）をも本稿に収録して、研究の便宜を図りたいと考えて用意していたが、やはり既発表の判決類を再収録するのは（世上は、往々そのような著書や論稿もみられるようであるが）私としては気が進まない（あるいは気が済まない）ためと、「解題」に予想以上に頁を費し、紙幅がとぼしくなったので割愛した。私の神経質と無計画のために研究資料としては不便なものになったのではないかとおそれている。それにしても、傍論ながら、法律新聞所載の判決が、わが国の判例法の認識ないし研究上有する重要性にかんがみて、営利を離れた、法律新聞全体の覆刻刊行が切に望まれる。

なお、本稿の「解題」を執筆するにあたっては、関弥一郎助教授（横浜国大）との日頃の共同研究及び討論がきわめて有益であったことを記して謝意を表する。